

**令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要**

地方公共団体名【 安城市 】
令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 日本語教育適応学級担当教員連絡会 ・安城市教育委員会学校教育課 ・市内各校及び各小中学校日本語適応教室担当教員 ・日本語初期指導教室事業委託業者 ・外国語通訳 の4者で適宜連絡を取り合いながら児童生徒の指導にあたっていく。</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 ・日本語教育適応学級担当教員連絡会 安城市教育委員会、各校の日本語適応教室担当教員、日本語初期指導教室事業委託業者、外国語通訳の4者で適宜連絡を取り合いながら児童生徒の指導にあたった。</p> <p>(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築 《日本語適応指導教室》 ・市内小中学校29校中、18校(うち16校に加配教員あり)に日本語適応指導教室を設置し、日本語教育が必要な児童生徒の指導にあたった。 《日本語初期指導教室》 ・本市の小学校2会場において、日本語初期指導教室を開設した。業務委託として、各会場で普通教室2部屋を使用し、学年や習熟度に応じて2～3チームに分けて指導を行った。 ・各会場の定員は15名で、指導者は各会場それぞれ3名ずつ配置し、各会場少なくとも1名ずつ教員免許状を有する者が担当した。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 具体的な活動内容 4月 日本語教育担当者会 各校において日本語教育を担当するものを集め、日本語教育の進め方、「特別の教育課程」の編成と実施方法、個別の支援計画の作成・評価の仕方、日本語初期指導教室の運営等を説明する予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上記内容を書面での説明という形になった。 10月～11月 各校における日本語教育の現状を実際に出向いて確認。 毎月 日本語初期指導教室(2か所)において、個別の指導計画に基づいた指導状況を共有した。</p> <p>(4) 成果の普及 ・関係者への各校の取り組みや成果の報告 ・情報の共有</p> <p>(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 《各校へ派遣》 ・学校発出文書等の翻訳を通して、学校と家庭(本人、保護者)を繋いだ。 ・進路や人間関係に悩む児童生徒に対して、担任とともに話を聞き、心のケアをした。 ・日本語初期指導教室の授業において、指導者と児童生徒の仲立ちをすることで、日本語習得がより確実になった。</p>

《日本語初期指導教室へ派遣》

- ・開設する日本語初期指導教室2か所において、ポルトガル語の語学相談員(通訳)、フィリピノ語の語学相談員(通訳)を配置した。それぞれの教室につき各言語、週1日(午前中3時間)配置した。(教員免許は所持していない。)
- ・子どもたちへの日本語指導の補助のほか、毎日の生活での困りごとはないかなどの話を聞き、日本の学校生活により適応できるように支援した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)~(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・各校同士、各校と日本語初期指導教室の取組状況や情報を共有することで、新たな指導方法を各校が取り入れることができ、日本語初期指導教室後の各学校での接続の向上につながった。

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築

- ・各校の日本語教育が必要な児童生徒のうち、日本語や教科学習の理解度に応じて、日本語適応教室や入り込み授業(TT)で指導にあたった。
- ・特に、国語の学習では、平仮名や片仮名の習得、文章を読んだり書いたりする学習を個々の能力に応じて進めていった。
- ・日本語の理解度がまだ低い児童生徒にとっては、一斉授業では授業についていけなかったり、質問をしづらかったりするが、少人数での日本語適応指導教室では、児童生徒が分からぬ時に、その都度質問をしたり集中して学習に取り組めたりしていた。
- ・日本語教育が必要な児童生徒が多い学校では、対象児童生徒が100人近くいる学校もある。転入等で人数も流動的で、加配教員が配置されているとはいえ、受け持つ時間も増加傾向にある。
- ・発達障害が疑われる児童生徒もあり、その対応も必要になってくる。
- ・教員数を増やすことは実質難しいため、各学校間で指導方法等を共有し、指導の質を上げていくことが必要であると感じている。
- ・日本語初期指導教室の授業において、指導者と児童生徒の仲立ちをすることで、日本語習得がより確実になった。
- ・設置教室が2校であることや人数制限があることにより、通室したくてもできなかったり、遠くの教室に通わなければいけなかったりする児童生徒もいた。事業費の関係もあり、すぐに解決することは難しいが、通室を希望する児童生徒を、一人でも多く受け入れていく方法を検討していきたい。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・各校の取組を共有することで、これまでの取組の見直しにつながった。どの学校でもそれぞれの児童生徒の実態に応じた特別の教育課程が編成され、個別の支援計画に基づいた実践ができた。
- ・日本語初期指導教室後の各学校での接続の向上につながり、学習理解が進んだ。
- ・今年度は、新型コロナウイルス感染症予防のこともあり、集まる機会がほとんどつくれない状況であった。
- ・外国籍の在籍人数によっても、取り組み方は大きく変わるが、在籍が多い学校は様々な取り組みをしていきている。そういう学校の有効な取り組みや市内各校で共有し、実践していくようにしていきたい。

(4) 成果の普及

- ・日本語初期指導教室への理解へつながり、今後さらなる取組の充実が図られるきっかけとなった。
- ・本年度は新型ウイルス感染症の影響もあり、情報を共有する時間がとれなかったところがあった。
- ・今後、各校の有効だった取り組み等を口頭での報告ではなく、紙媒体でまとめて各校に配付する方法も考えていく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・市で派遣している3言語以外の母国語の児童生徒が増えている。学校としては翻訳機等や西三河教育事務所の語学相談員の支援を借りて対応しているが、今後そのような言語への対応への仕方を検討していく必要がある。
- ・日本語初期指導教室での学習内容や児童生徒の様子など、保護者に伝える際の文章作成や直接の通訳をすることで、保護者への理解が深まり、さらなる強い協力体制を築くことができた。

本事業で対応した幼児・児童 生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	人 (園)	29人	12人 (6校)	人	人	人	人

		(6校)		(校)	(校)	(校)	(校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数	/	29人 (6校)	12人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・令和3年度から、日本語初期指導教室の委託事業との業務委託期間が複数年となったため、これまで以上に連携を密に、情報共有をしながら児童生徒の指導にあたっていく。
- ・日本語初期指導教室設置校が市内に2校のため、遠距離等の理由から通学(通室)ができない児童生徒も存在する。そのような児童生徒のために、安全な通学方法や保護者が送迎に困らない方策、設置校の増設等を検討する